資料２（議事２）

令和８年度
大分市まちづくり自治基本条例
に関する提言
（案）

令和８年〇月〇日

大分市まちづくり自治基本条例検討委員会

目次

１　はじめに　・・・・・・・・・1

２　視点と進め方　・・・・・・・・・2

３　検討・検証の結果　・・・・・・・・・3

（１）条例の規定に係る検討について

（２）市民主体のまちづくりの推進に係る検証について

４　大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要　・・・・6

（１）開催状況

（２）委員名簿

（３）大分市まちづくり自治基本条例検討委員会設置要綱

１　はじめに

「大分市まちづくり自治基本条例」は、自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び行政の役割、行政運営の方法、市民の参画その他まちづくりの基本となる事項を定め、平成２４年４月１日に施行されました。

本条例の附則において、「市長は、５年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることから、これまで平成２８年度及び令和３年度に検討が行われ、いずれも「条例そのものの修正は不要」との結論に至っています。

前回の検討から５年を迎えるに当たり、広く市民の意見を聴くため、学識経験者や各種団体の代表者、「自分とマチを彩る若者会議」の会員等を委員とする「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」が令和８年８月３日に設置されました。

本委員会では、本条例に基づく本市の取組等を検証した上で、委員の日頃の活動等を踏まえ、ライフスタイルや地域コミュニティの在り方などが変化する中で、条例の規定が時代の変化に即しているか、また、市民主体のまちづくりをどう進めるかという視点から、計４回にわたり議論を重ね、その結果を提言として取りまとめました。

大分市におかれましては、今回の提言の趣旨をご理解いただき、本市の自治の基本理念である「市民の幸せな暮らしの実現を目指すための市民主体によるまちづくり」を推進するため、この理念を反映した大分市総合計画に掲げる各種施策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和８年〇月〇日
大分市まちづくり自治基本条例検討委員会
委員長　　渡邊　博子

２　視点と進め方

まず、以下の視点１に基づき意見を出し合い、論点を整理しました。

視点１
（１）　日頃の活動等を通じて感じている社会情勢の変化、まちづくりや自治の課題はあるか
（２）　（１）の変化や課題に対応し、市民主体のまちづくりを推進していくために、どのような方向性が求められるか
（３）　条例の規定に、市民から見て分かりにくい表現はないか

これらを整理した上で、条文や逐条解説、本市の取組等を踏まえ、以下の視点２に基づき協議を重ね、最終的に、本委員会からの提言を取りまとめました。

視点２
（１）　条例の規定が、時代の流れに沿った内容に保たれているか
（２）　条例と大分市総合計画「未来へつなぐおおいたビジョン２０３４」は符合しているか
（３）　条例に基づく市民主体のまちづくりの今後の推進に向けての意見

３　検討・検証の結果

（１）条例の規定に係る検討について

前述の視点に基づき条例の検討を行った結果、本委員会では、「条例の制定時に比べ、人口減少や少子高齢化、地域におけるつながりの希薄化、ライフスタイルの多様化などの社会情勢の変化はあるものの、本市の自治の基本理念等は十分に通用するものであり、現時点において条例の規定を見直す必要性は認められず、時代に適合したルールとして機能している」との結論に至りました。

（２）市民主体のまちづくりの推進に係る検証について

条例の趣旨である市民主体のまちづくりの更なる推進に向け、活発な意見が交わされました。今後は、以下の点に留意し、条例の規定に基づく各種取組を進めていただきますようお願いいたします。

○　財政運営について（第４条、第１２条関係）

市の財政については、予算や決算、中期的な財政見通し等、様々な情報が公表されています。市民が財政状況を正しく把握することは、限られた財源のもとで行政との適切な役割分担の必要性を理解し、互いに知恵を出し合い協力する協働の意識を高めるとともに、まちづくりについて主体的に考えることにつながります 。

誰もが財政状況を知ることができるように周知方法を工夫し、家計の収支に見立てて市全体のお金の流れを示すなど、市の財政への関心を高め、分かりやすい情報発信を一層推進していくことが必要です。

○　危機管理体制の整備等について（第２０条関係）

世界のニュースをみても分かるように、武力攻撃や大規模災害など、予期せぬ事態への備えは、市民が安心して暮らすためには欠かせません。

新型コロナウイルス感染症の発生についても、逐条解説において「災害等」に含まれる旨が示されています。これと同じように、市民が第２０条の趣旨をより分かりやすく理解できるよう、逐条解説の「災害等」の中に武力攻撃を受ける事態等も含まれる旨を記載することを含めて検討することが必要です。

○　市民参画について（第４条、第２２条、第２９条関係）

市民主体のまちづくりや協働のまちづくりを実現するには、まちづくりに参画している方々が周囲を巻き込んで新たな担い手を増やしていくことが重要です。いきなり「参画」を求めるのではなく、まずは「見てみる」、「体験

してみる」といったきっかけとなる「参加」の場を設け、そこから「参画」へとつなげていく工夫が必要です。

同時に、大分市自治会連合会をはじめとする多様な組織間連携や、多世代の市民で構成される会議体の創出等、市民同士の交流促進も欠かせません。特に、これまでまちづくりを牽引してきた方々と若者をはじめ新たに参画する方々とのつながりを深めるため、誰もが歓迎される雰囲気と温かく受け入れてくれる土壌づくりが望まれます。

さらに、参画の機会や仕組みをより生かしていくためには、情報発信の工夫が不可欠です。日々の生活や活動の中で偶然目にすることができる機会を増やすなど、身近な場所や人を通じて参画への最初の一歩を踏み出しやすくすることが重要です。

○　協働について（第４条、第２２条、第２３条、第２９条関係）

第２３条の逐条解説には「本来行政が行うべきものについてまで市民に責務を負わせる趣旨のものではなく、あくまでも自らの考えに基づく自発的な取組を求めるものである」と記載されています。この解説は、市民に過度な負担を求めるものではないことを明確にするという点で意義がありますが、まちづくりには、行政が行うべきものが先にあり、その他の部分を市民が補うことが「協働」であるとの誤解につながる可能性があります。

したがって、協働のまちづくりの本来の趣旨が正しく伝わるよう、逐条解説の表現を見直すことが必要です。

また、行政は、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮するにとどまらず、目的や情報を共有し、お互いの理解と信頼関係のもと、よりよいまちづくりを目指すため、単なる財政的な支援だけでなく、市民の活動に寄り添い伴走するような力強い後押しも視野に入れ、市民と共に行動することが望まれます。

○　地域共生社会について（第４条、第２３条、第３１条関係）

性別や国籍をはじめ、市民の多様性が当然のものとして尊重される時代になっています。本条例自体には、第４条の「市民総参加の原則」において、性別、年齢等を問わず、すべての市民がまちづくりに参加できる機会を有することを規定するなど、多様な市民を前提とした地域共生社会につながる考え方を含んでおり、現在においても十分に機能しているといえます。

誰もが自分らしく参画できる地域共生社会の実現に向け、今後の市民主体のまちづくりや協働のまちづくりをさらに推進していくという観点からも、本条例における「地域共生社会」の考え方を分かりやすく整理することが必要です。

○　互助について（第６条、第２９条関係）

被災地においては、「互助」の精神の尊さが随所で語られています。その本質は、お隣同士のようなごく身近な関係性における「お互い様」の精神にあります。近年の経験を通じ、日常的に互いの顔や暮らしぶりが見える温かみのある助け合いの重要性が改めて浮き彫りになっています。こうした教訓を踏まえ、これからの市民主体のまちづくりに向けて、「互助」というものを今一度考えていくことが望まれます。

○　その他

● 条文では「市長等」を明確に定義している一方で、逐条解説において、「行政」、「市長」、「市長等」といった表現が混在していることから、市民にとってそれぞれの指し示す主体が分かりにくい状況が生じています。

本条例は、市民、議会、市長等が協働することを基本的な考え方としていることから、逐条解説においても、条例上の主体である「市長等」と一般的な意味で用いる「行政」とを整理し、分かりやすく示すことが望まれます。

● 「市民主体のまちづくりの実現」という条例の理念を果たすためには、その理念を市民と共有することが重要です。

そのためには、条例の周知はもとより、条例の趣旨に沿って策定された総合計画（「未来へつなぐおおいたビジョン２０３４」）や各種個別計画に基づく施策を着実に進めるとともに、市民がまちづくりに参加・参画する機会等を捉えて条例の理念を伝えるなど、効果的な条例の周知に取り組むことが望まれます。

４　大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要

（１）開催状況

①　委嘱状交付式及び第１回委員会

日時：令和８年８月３日（月）１０：３０～

場所：大分市役所議会棟４階　全員協議会室

議事：・見直しに係る検討体制とスケジュールについて
・大分市まちづくり自治基本条例について
・条例の見直しについて

②　第２回委員会

日時：令和８年８月３１日（月）１０：３０～

場所：大分市役所議会棟４階　全員協議会室

議事：・令和３年度大分市まちづくり自治基本条例の見直し等に関する提言を踏まえた本市の取組について
・大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について

③　第３回委員会

日時：令和８年９月３０日（水）１０：３０～

場所：大分市役所荷揚 BASE６階　中会議室（大分市役所別館）

議事：・大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について
・第２回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会意見要旨について
・提言書（案）について

④　第４回委員会

日時：令和８年１０月１９日（月）１０：３０～

場所：大分市役所荷揚 BASE６階　中会議室（大分市役所別館）

議事：・第３回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会意見要旨について
・提言書（案）について
・市長への提言報告について
・その他

（2）委員名簿

	氏　名	所　　属　　等
委員長	渡邊　博子	大分大学　理事・副学長
副委員長	長﨑　浩介	日本文理大学経営経済学部　教授
	荒金　一義	大分市自治会連合会　会長
	佐知　真由美	大分市民生委員児童委員協議会　会長
	増田　真由美	大分市社会福祉協議会　常務理事
	片山　孝子	大分商工会議所女性会　副会長
	小岩　咲希	令和８年度　自分とマチを彩る若者会議　会員
	髙橋　華音	令和８年度　自分とマチを彩る若者会議　会員
	正池　功	大分市　企画部長
	足立　美乃里	大分市　市民部長
	田﨑　敢	大分市　福祉保健部長

（３）大分市まちづくり自治基本条例検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　大分市まちづくり自治基本条例（平成２４年大分市条例第１号。以下「条例」という。）の見直しに関し、広く市民の意見を聴くため、大分市まちづくり自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、条例の見直しに関する事項について協議検討し、その結果を市長に提言するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　関係団体の代表者

⑶　若者（大分市若者応援条例（令和４年大分市条例第５２号）第２条第２号に規定する若者をいう。）

⑷　市の職員

⑸　その他市長が必要と認める者

（参画依頼等の期間）

第４条　委員の参画依頼又は任命の期間は、参画依頼又は任命の日から令和９年３月３１日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が

その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報償金等）

第７条　委員（第３条第２項第４号に規定する委員を除く。）及び前条第４項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年６月１７日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。